



私たちは、本校に通う児童・生徒の人権が尊重されて、一人一人が暮らしたいと願う地域で「自立と社会参加」が実現されることを願っています。その願いは、国に先駆けて障害を有する子供たちの全員入学を実現するために、本校を創立した当初から脈々と受け継がれてきたものです。

本校が取り組み育んできた経営の成果に学び、次の5点を学校経営の中核とします。

- 1 「人権尊重」
- 2 「安心・安全の確保」
- 3 「教育の専門性向上」
- 4 「共生社会の実現」
- 5 「校務改善・学校魅力化」

予測困難な時代にあって、本校が、児童・生徒にとって安心で安全な学びの場であり、本校に関わる全ての人々が希望を描ける場となるように、学校の総力を挙げて経営努力を重ねてまいります。

I 目指す学校

- 教育目標の達成を通して、児童・生徒の人権を守り、その夢や希望をかなえる学校
- 一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じた専門性の高い教育を行う学校
- 保護者や地域と共に歩む努力を継続して共生社会の実現に貢献する学校

II 学校教育目標

特別支援学校として、校内に在籍する児童・生徒の教育目標を次のように掲げるとともに、地域のセンター校として障害のある児童・生徒への支援を推進する。

- 健康で明るい子
- 意欲を持ってがんばる子
- みんなと仲良くできる子

(1) 小学部の目標

【全学級共通】

- ・たくさん体を動かし、基礎体力を養う。

【普通学級・自閉症学級共通】

- ・規則正しい生活を送り、身の回りのことが自分でできる力を育てる。

【普通学級】

- ・いろいろな体験を通して豊かな感情を育み、表現する力やコミュニケーションをとる力を育てる。
- ・友達と協力しながら活動することを通して、社会性を培う。

【自閉症学級】

- ・コミュニケーションの手段を身に付け、表現する力を養う。
- ・友達と一緒に活動することを通して、社会性を培う。

【重度・重複学級】

- ・規則正しい生活を送り、着替え・排せつ・食事など、自分でできることを増やす。
- ・コミュニケーションの手段を身に付け、表現する力を養う。
- ・友達と一緒に活動することを通して、社会性を培う。

(2) 中学部の目標

【全学級共通】

- ・豊かな心と健康でたくましい体を育てる。

【普通学級・自閉症学級共通】

- ・基本的な生活習慣の確立を図る。
- ・社会生活に必要な基礎的知識・技能を培う。

【普通学級】

- ・友達との関わり合いを豊かにし、みんなと活動できる力を育てる。

【自閉症学級】

- ・自分のすることや役割を理解し、見通しをもって、みんなと活動できる力を育てる。

【重度・重複学級】

- ・生活に必要な基本的な知識・技能を培う。
- ・生活経験を広げ、社会参加に必要な力を伸ばす。
- ・身近な人との関わりを楽しみながら集団活動に参加する態度を育てる。

Ⅲ 中期的目標と方策

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画の趣旨に則り、学校教育目標達成のための方策を示し、更なる特別支援教育の推進を図る

1 児童・生徒の「人権尊重」や「安心・安全」の確保に関する教育活動の推進

- （１）人権を尊重し、不適切な指導の排除といじめ・体罰・自殺ゼロを実現する教育活動を推進する。
- （２）安全に配慮し、安心して学習や活動ができる教育環境を整備する。
〔老朽化施設の機能維持・安全確保、ＳＢ安全運行、アレルギー事故防止、様々な緊急時想定訓練、４Ｓ（整理・整頓・清潔・清掃）の徹底、ＢＣＰ（事業継続計画）に基づく保護者・地域住民・関係機関と連携した防犯・防災に対応した体制整備〕
- （３）医療的ケアの安全な実施体制構築と医療的ケアを必要とする児童・生徒の教育活動の制限を低減していく。
- （４）知的障害特別支援学校における「医療的ケア」と「医療的ケア通学専用車両」運行の実施体制安定化、「医療的ケア保護者付添短縮化」に関する知見をまとめ発信することで、インクルーシブ教育システムの実現に貢献する。
- （５）感染症と共にある時代の新たな学校運営の構築を進める。
- （６）サービス事故ゼロを実現する。

2 個に応じた「専門性の高い教育」を推進する

- （１）保護者と協働し、外部専門家やアセスメントを活用した根拠に基づく個別指導計画を作成し、個に応じた指導を行い、指導方法を工夫する。
- （２）学校生活支援ファイルの作成・活用を推進することで、保護者、教育、医療、福祉、労働等の関係機関と連携し、将来の自立と社会参加につながるキャリア教育を行う（就学前施設や高等部設置校との連携を行い、切れ目のない教育活動と円滑な移行を実現する）。
- （３）教育課程全般において障害等に応じた適切な学習経験の積み重ねを土台として、自己選択・決定の機会を設けて、個々に可能な方法でやり遂げようと主体的に行動する意欲を育み、自己肯定感を高める。
- （４）ＧＩＧＡスクール構想、東京都教育ビジョン（第５次）および「未来の東京」戦略に基づきＩＣＴ機器・デジタル技術・ＡＡＣ（拡大代替コミュニケーション）の知見や各種支援技術を積極的に導入して、学習上または生活上の困難さを低減あるいは補い、指導の充実を図ると共に、児童・生徒の生活の質を向上する。
- （５）カリキュラム・マネジメントを推進し教育課程見直しを継続する。各教科等のつながりや個別の課題を明確化した指導方法等の開発と社会に開かれた教育課程の編成を行い、成果の発信を行う。
- （６）「学校２０２０レガシー」を教育課程に位置付け、障害等に応じた教育活動として継続・発展させる。
- （７）障害等に応じた芸術教育の内容や指導方法を研究し、児童・生徒の豊かな心を育み、音楽や美術を通じた地域交流や発表・鑑賞の機会を確保する。校内に児童・生徒の作品を掲示し、学習意欲を高めていく。
- （８）言語学習環境整備を図るため、図書室や蔵書整備、児童・生徒の認知発達やコミュニケーション能力向上を図る指導を充実する。
- （９）年間保健計画に基づいた児童・生徒の健康の保持増進や食育を通じた健康づくり等の取組みと、保健体育や家庭科や学級活動等の学習と関連付け、より効果的に学習成果を上げられるように取組みを推進する。
- （１０）自閉症の障害特性に応じた「社会性の学習」や認知学習の指導充実を図る。
- （１１）「東京グローバル人材育成計画「20」（平成30年2月策定）及び「東京グローバル人材育成指針」（令和4年3月）を踏まえ、児童・生徒の実態に応じて、外国語や外国文化に触れる機会や経験を重視した外国語教育及び国際理解教育の充実を図る。外国人英語等教育補助員を活用した教育活動の工夫・開発を推進する。

- 3 特別支援教育のセンター的機能を発揮し、地域から信頼され、「共生社会」の実現に貢献する
- (1) 地域のセンター校として、板橋区、練馬区の特別支援教育の専門性向上に貢献するため、各種相談支援への対応と、特別支援教育関連事業への積極的な参画及び情報発信を継続できるように人材育成と校内体制整備を推進する。
 - (2) 適正就学実現のために、就学前施設や小学校・中学校等に在籍する障害を有する幼児・児童・生徒への相談・支援・情報提供を持続継続できる組織体制を整備する。個に応じた多様な学びの場の選択を促す。
 - (3) 学校間交流や協働学習及び地域住民等への理解充実事業刷新に取組み、形骸化を防ぎ持続可能な取組みにより成果を得られるようにする。
 - (4) 副籍制度における交流活動の充実を図るため、課題の整理と対応、保護者との協働・情報共有方法の刷新に不断なく取組む。
 - (5) 共生社会の実現に貢献するために、情報発信の方法と質と量の改善を図る。ホームページやX、校内外の掲示板や各種イベント等での情報発信、各種通信等の記事内容、公園等の公共施設を活用した情報発信等を組織的計画的に展開する。
 - (6) 都立特別支援学校活用促進事業を通して都民の財産である本校施設を広く都民に開放する体制を整備する。
 - (7) 放課後等デイサービス事業所や福祉関係機関等と連携し児童・生徒の地域での生活の質向上に寄与する。
- 4 予測困難な社会に対応して学校組織の活性化・効率的な学校運営等の「校務改善」「学校魅力化」に取組む
- (1) 学校運営組織と会議方法・校務運営等を常に見直し、教職員の確実な情報共有の実現、横断的・協働的・主体的職務行動により、活力ある学校づくりを推進する。
 - (2) 教諭・主任教諭層の資質・能力・意欲を高める人材育成を推進する。
 - (3) 経験年数の少ない教職員への基礎・基本を伝承する育成体制を構築する。
 - (4) 「学校における働き方改革推進プラン」に基づく教職員のライフ・ワーク・バランスを推進する。
 - (5) 学校施設設備と備品等の安全点検を行い、4S（整理・整頓・清潔・清掃）を実行できる仕組みを作り、予算の効率的・効果的執行と、安心・安全で文化的な学習環境整備を実現する。
 - (6) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画に基づく校舎増改築に備えて、基本設計等に対応できる情報の蓄積と構想の検討を進める。
 - (7) 校務改善・専門性向上の課題と成果及び進捗について、継続的に保護者との状況共有を行う。

IV 今年度における取組目標とその達成に向けた具体的方策【数値目標】

1 学校経営計画の理解充実・周知徹底（計画設定の背景、理念、方法の共有）

【数値目標】学校評価アンケートにおける肯定的評価：80%以上

- (1) 教育目標と教育目標を達成する方策を学校経営計画に記載して関連を整理
- (2) 学校経営の理念・具体的方針・進捗状況を学校関係者が共有できるように情報発信を継続する

【主たる方法】

- ・保護者会、学校だより、学年だより等の各種通信、学校ホームページ、X等で発信する。
- ・年間を通じて全教員が特別支援教育に関する情報を継続発信できる体制を構築する。
- ・PTA役員との会合、教職員には毎日の職員朝会、毎週の企画調整会議、毎月の職員連絡会で周知する。
- ・外部委員を招聘した諸会議や外部専門員活用において学校経営方針や進捗状況等を説明する。

2 児童・生徒の「人権尊重」

【数値目標】学校評価アンケートにおける肯定的評価：90%以上

- (1) 児童・生徒に対する年齢相応の対応・指導に転換

①呼称には「さん」をつけて呼ぶ ②TP0に応じて身だしなみを整える ③サニタリーグッズの取扱いや着替えの際に人目に触れないよう配慮する ④文部科学省著作教科書「☆本」を活用する（生活単元学習・日常生活指導等） ⑤全ての教育活動において、活動内容・イラスト・教材・言葉掛け・文章表現・各種通信等、年齢相応であるかを常に検証し見直す

(2) いじめ・体罰・自殺・虐待（性加害）・不適切指導防止

①組織的防止体制

- ・「東京都いじめ防止対策推進基本方策」（平成26年7月）に基づいて作成した「学校いじめ防止基本方針」「いじめ総合対策（第2次・一部改定）」を活用して、年三回のいじめ防止アンケートを実施すると共に、企画調整会議に引き続く「いじめ・体罰・自殺防止会議」を行い、早期発見、未然防止に努める。
- ・学校の教育相談体制の充実を図るためスクールカウンセラーを導入し、上記の取組みに加えて、児童・生徒が抱える課題の解決に向けた関係機関等と連携した支援を推進する。
- ・都教職員研修センターや外部人材を活用した講師招聘による人権感覚向上研修を実施する。
- ・人権尊重の取組みは保護者との協働を重視し、保護者と共に学び改善する取組みを行う。

②校内外の支援の機能化・迅速化

要支援案件の組織的状況把握と「情報共有」から「行動」への転換を積極推進する。福祉・防犯等の関係機関連携を躊躇せず行い、児童・生徒が安心して「学ぶ機会を継続持続できる」ように支援を計画実施する。

(3) 児童・生徒のロールモデルとなる教職員集団の育成・モラル向上

①「教職員行動指針」の策定と活用

児童・生徒がよりよい人的環境で学習できるように経営の土台となる教職員の在り方を示す。全校保護者会、ホームページにて公開し、年間を通して教職員の意識改革のために活用し、人権尊重を土台とした同僚性を発揮できる職場風土を醸成する。

②服務事故ゼロの達成

- ・児童・生徒への不適切な指導ゼロ
- ・不適切な事務等ゼロ
- ・教職員間のハラスメントゼロ
- ・虚礼の廃止等、利害関係者との適正な対応の徹底

3「安心・安全」な学校づくり

* 防災・防犯・学校事故対策 *

【数値目標】学校評価アンケートにおける肯定的評価：90%以上

(1) 老朽化施設の維持管理・整備、学びやすい環境整備

- ①児童・生徒の安全確保を図るため、学校保健安全法に基づいた施設・設備の安全点検を行う。
- ②安全のための整備や修繕は最優先事項として対処し必要に応じて東京都教育委員会と連携して対応する。
 - ・大規模改修に備えてPTを設置し、他校等の施設・設備視察を計画し実施する。
 - ・クリーンデスク・校内環境整備日を毎月設定する。4S（整理・整頓・清潔・清掃）を徹底する。

(2) 危機管理体制整備、安全教育の充実

- ①月ごとの安全指導日・各種訓練を実効性のある内容・方法に刷新する。

防災教育推進委員会や、学区防災担当者、消防、警察、町会等の助言を活用する。
- ②『「SOSの出し方に関する教育」を推進するための資料』（平成30年2月）DVD「自分を大切にしよう」を活用し、発達段階に応じて適切な援助を求める行動ができるように指導する。
- ③一人通学（練習含む）の対象児童・生徒には、防犯・防災に関する緊急時対応訓練を個別指導計画に位置付けて実施する。

(3) 事故の未然防止策の周知徹底

- ①年度初めに前年度の事故・インシデント・アクシデント事例と事故の未然防止策を確実に共有し、事故ゼロの取組みに対する危機意識を高める。
- ②次の事項については学期ごとのシミュレーション訓練を必須実施とし、必要時にも随時行い、事故防止のための手立ての周知徹底と危機意識・当事者意識の維持向上を徹底する。

「SB乗降確認」「アレルギー事故防止」「緊急時対応(EMコール)」 「水泳指導時のAED操作（水泳指導開始前）」

(4) 新たな総合防災訓練の計画・実施

- ①保護者・地域住民等の参加による総合防災訓練を計画実施する。
- ②二次避難所開設に対応できる物的・人的準備を行う。

* 健康保持・感染症予防対策 *

【数値目標】学校評価アンケートにおける肯定的評価：90%以上

(1) 健康保持増進専門性向上

- ①怪我への対処、医療的ケア安全実施、摂食指導、衛生環境保持(感染症予防対策含む)、アレルギー事故防止に関する専門性向上を図る。
 - ・年度始め・学期始め等に繰り返し学部・学年単位でルールや手順確認を徹底実施する。
- ②給食の喫食等により新たなアレルギーが疑われる事案の原因解明までの対応策を構築する。
- ③インシデント・アクシデントや校内ルールの不徹底事案等の発生時には生活指導部・保健給食部が統括し、迅速に防止策を講じて教職員に周知徹底、保護者説明を行う。
- ④熱中症対策については養護教諭がリーダーシップを発揮し、教育活動の制限や中止を躊躇なく行う。

(2) 調理学習安全実施・校外等再調理環境整備

- ①アレルギー事故防止、刃物や火器使用によるけが防止のため、指導前想定を指導部署単位で徹底する。
- ②再調理器具の管理方法の校内規定遵守を徹底する。
- ③郊外学習等での再調理経験不足に対応した再調理研修を企画実施する。

(3) 学校三師(学校医 学校薬剤師 学校歯科医)の活用

- ①教室等の環境に係る学校環境衛生基準に準拠した衛生環境維持を継続する。
- ②手洗い・うがい・健康観察の継続、状況に応じたマスク着用励行、感染症罹患患者数公表を随時実施する。
- ③感染症拡大局面では教育活動の中断等について、東京都教育委員会や保健所等と協議して機動的に行う。

4「専門性向上」

【数値目標】学校評価アンケートにおける肯定的評価：

教育課程全体に関する評価	80%
ICT・AAC・AT（アシスティブテクノロジー）活用に関する評価	80%
外部専門員活用に関する評価	90%
個別指導計画や日々の指導への満足度に関する評価	90%
キャリア形成を促す取り組みに関する評価	85%

(1) 教育課程編成

①カリキュラム・マネジメント推進

- ・教科別の指導と各教科等を合わせた指導の単元配列表の妥当性を検証し本校の標準となる学習内容を示し、担当者が変わっても教える内容が標準化・共通化されることを実現する。
- ・各教科等を合わせた指導の教育内容・指導方法の検討整理に着手する。小学部の生活単元学習、中学部の作業学習内容の検証・整理を2年計画で実施する。

②キャリア教育充実

- ・高等部設置校との教員の往還研修を継続する。高等部進路指導担当者や有識者・福祉施設職員等を招聘して、高等部進学に向けた小学部・中学部での指導内容改善に必要な研修を計画的に行う。
- ・中学部・研究研修部・教科会・外部専門員(学習指導アドバイザー)を連動・協働させて、手作業・ものづくり中心の作業種を段階的に縮減して、オフィス事務、清掃等のサービス作業種へ転換する(2か年計画)。
- ・一人通学対象者をリストアップし、保護者依頼による一人通学開始だけでなく学校提案を積極的に示す。
- ・高等部卒業後の生活の質向上を目指したキャリア形成を促す指導の開発と情報発信を行う。

③学習環境整備・構造化

- ・教育環境整備に着手し、教室環境の整備・再構造化や個別対応等を検討して整備する。
- ・指導・支援に用いるピクトグラムなどのシンボルの共有をすすめて、指導方法や使用教材の標準化に着手する。標準化の中にあっても個別最適化された具体的支援についてはこれまでと同様に行う。

④児童・生徒に各学期と前期後期の学習の区切りを分かりやすくするための工夫を検討

⑤言語教育環境整備・充実

- 図書充実(デジタル図書含む)・図書室整備・図書館活用促進を行う

⑥芸術教育環境整備・充実

- 校内外での児童・生徒作品の積極展示、アートを活用した理解充実に推進する。

(2) スマートスクール実現 ICT・AAC・AT（アシスティブテクノロジー）積極活用

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画に基づき「障害の程度が重い児童・生徒のデジタル活用場面の拡大」の好事例を生み出し、都の施策に貢献する。

①「機能化・共有化」

- ・指導方法・教材・学習記録へのデジタル活用の推進、教材・教具情報をホームページでも発信する。

- ・手作り教材の一部をデジタル教材化する。タブレット活用での学びの充実と合わせて実施する。
- ・教育情報部担当者等をHCR(国際福祉機器展)や障害者IT地域支援センター等へ計画的に派遣し最新のAT(支援技術)活用を促進する。

②「学習量の確保」「学びの効率化・快適化」「主体性を引き出す指導」

- ・学びやすさ・生活しやすさ・自己決定や意思表示を促す指導・支援を充実する。

ICT・AAC・ATの活用を促進する。ICT支援員・外部専門員（ICTアドバイザー・PT・OT・ST・教材アドバイザー・授業アドバイザー等）を活用して指導・支援に効果的に活用する。そのための活用促進計画を立案・実施する。

(3) 科学的で多様な指導

①教材の作成・選定・活用（展開）の段階性等に関する指導技術の向上

全ての外部専門員と学校経営目標及び人権尊重・専門性向上に係る経営課題を共有し学校改善を推進する。

- ・教材や学習活動のステップアップの想定力・授業のデザイン力向上を図る。
- ・ICT利活用、AACの知見とATを活用して、ボトムアップ型(積み上げ型)指導に偏らない、トップダウン型(目標の即時達成型)指導を導入する。
- ・児童・生徒に今どのような学習がどのような指導方法で行うべきかを見極めるために、外部専門員の技術・知見を教員が活用できることを目指す。
- ・教員からの相談型活用のみでなく、経営的観点で、計画介入・計画活用を行う。
- ・外部専門員活用による個別指導計画検討や指導改善のモデルとなる児童・生徒を抽出して指導助言の経過や成果を発信し共有する。
- ・障害種に応じた支援機器とアプリケーション等を組み合わせた効果的な指導方法の研究を推進する。

②「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を参考にした健康づくり、体力向上に取り組む。年間保健計画と関連付けて効果的な学習活動を展開する。障害者スポーツの学習も促進する。

③往還型研修・他校授業等視察

- ・高等部設置校との往還型研修充実、一定の年次や職級や業務担当者に指導教諭模範授業・学校経営支援センターリストによる他校授業等視察・参観を実施する（4・5月中旬に年間の見学計画を策定する）。
- ・キャリア教育専門性向上のため、中学部教員の近隣職業学科の説明会等への参加や高等部設置校講師招聘研修等を計画実施し、小中高のつながりのある教育課程編成を推進する。

④児童・生徒の主体性・望ましい行動を引き出す指導・支援に転換

- ・外部専門員のミッションにも位置付けて改善を図る（「ICT・AAC・AT」の効果的活用を含む）。
- ・人権課題として意識し「身体接触を伴う強いプロンプト」や「過度な行動制限」及び、「手をつなぐ」等の「過度な支援・指導」を多用することなく、主体的な行動を引き出す機会を増やす指導を標準としていく。

⑤自閉症学級担任の相互の学び合いと専門性向上を図る

- ・障害特性に応じた「社会性の学習」や認知学習の指導充実、特性の理解と対応力向上を図る。
- ・研修センター指導主事等を活用し、当該学級担任の専門性向上を計画実施する。

5「共生社会」の実現

特別支援教育の説明力向上が共生社会実現の土台と考え、保護者・地域住民・関連機関等への情報発信力向上、教育活動の目的・方法・課題の共有に積極的に取り組む。本校が有する地域支援・学校支援・学習指導・生活指導に関する優れた実践や関連情報を計画的に発信する。

【数値目標】学校評価アンケートにおける肯定的評価

共生社会実現に向けた情報発信・理解充実の取組み	80%
小学校・中学校との学校間交流の取組み	80%
副籍交流の取組み	80%
高等学校との協働的取組み	80%

(1) 学年だよりの内容改善と発信強化

学年教員による情報発信充実。

「授業のねらい・指導方法」「教室環境設定の意図」「学年交流」「外部専門員活用」「防災教育」等

(2) 学校としての関連事業の発信

①ホームページ・X・紙媒体を含めた情報発信の組織化・計画化を進める

発信内容・量・時期の計画を年度初めに策定する。発信内容例は以下のとおり。

「学校間交流 ねらいや手立てと活動の様子」「副籍交流充実アイデア」「介護等体験の実施」「教育実習以外の学生視察見学」「保育士研修」「地域支援・他校支援」等

②Xやホームページで発信できる人材の育成・確保を実施する。

(3) 学校間交流・副籍交流・高等学校との協働的取組み改善・開発

①小学校・中学校との学校間交流

令和7年度から8年度にかけて、以下3点について交流校と検討を重ねて、令和8年度から令和9年度に順次刷新した計画に基づく交流活動を実施する。

・交流校とねらいや指導方法等を再確認・共通理解

・学校間交流実施時の保護者参観等の促進

②副籍交流

教員・保護者との課題の共有、対応の経験等を共有するしくみの構築に着手

主任児童委員と保護者との連携を促進する取り組みを計画実施

東京都・練馬区・板橋区の行政担当者との連携課題の洗い出しと対応の要請

③特別支援学校と高等学校の協働的な取組事業の推進（都指定校：令和7年度から令和9年度）

高島高等学校との協働活動の開発・運営方法等のノウハウを蓄積し、令和10年度に全都に普及する。

6「校務改善」「学校魅力化」の推進

【数値目標】学校評価アンケートにおける肯定的評価：

校務改善・働き方改革	70%
学校魅力化	80%

(1) 主幹教諭の統括機能強化・主任教諭による校務運営活性化・全教職員の経営参画

①横断的業務進行を率先垂範する

主幹教諭に学校経営に係る「数値動向一覧」の項目案作成を指示し、学校改革に主体的に取り組ませる。

②主任教諭・ライン主任の年間職務目標を明確化

主幹教諭と主任教諭一人一人の年間職務目標の重点を年度初めに示し、目標達成のために主幹教諭と主任教諭のコミュニケーションや、教諭層の育成に計画的・組織的に取組めるしくみを構築する。

③全教職員を対象に学校経営への積極的な参画を促進

学校経営に反映させたい「企画書」を募集し(2学期末)優れた提案は次年度の学校経営計画に反映する。

(2) 定例会議設定、校務の進行方法の見直し推進

会議で業務進行するスタイルを改め、主任教諭のリーダーシップの下で教職員間のコミュニケーションや業務進行を活性化。主幹教諭は統括となり主任教諭・教諭が主体となった組織運営に移行する。

(3) 分掌委員会組織業務整理

業務効率化、組織力の最大化、業務継続化を実現するため業務の整理・統合を継続する。ワークシェア、分掌内外の連携協働を促進する。

(4) 医療的ケア業務の組織化と養護教諭業務支援（知的特別支援学校の学校運営に応じた組織づくり）

教員が医療的ケア業務ライン運営を担える組織づくりと意識改革を継続する。

養護教諭は専門性を生かした指導助言を担う役割として学校保健業務運営に注力することを目指す。

知的障害特別支援学校に適した医療的ケア実施体制を構築し情報発信し全都の医療的ケア推進に貢献する。

(5) 働きやすい職場づくり

①東京都アウトリーチ型相談事業や産業医相談を活用して、教職員が職業生活を送る上で感じている悩みの相談や健康相談を行える環境を準備し、心身の健康保持・増進を支援する。

②更なる校務改善推進のため教育情報部によるDXプラン企画推進、研究研修部・教務部によるデジタル利活用推進や会議の効率的運営を進めて、超過勤務を前提とした業務振興を改善する。

③全教員の職員室執務時間（オフィスタイム）を確保

・各学部主任・学年主任・教務担当者によって計画し確実に実施する。

④労働時間に対する意識向上、校務改善への積極関与、横断的協働推進への取組みを継続し、意識改革の進展や超過勤務時間削減の成果検証を継続する。

⑤校務改善への取組みと成果・課題について、保護者への説明を継続的に行う。

(6) 学校アイデンティティーの確立

①学校への愛着や誇りの醸成

校章・スクールカラーを活用して、学校関係者が本校への愛着や誇りをもてる取組みを推進する。

②伝統の継承と刷新

- ・個別最適化されたオリジナル教材を有することを本校の伝統的財産と自覚して、これまでの手作り教材に加えてデジタル教材開発を進める。教材開発の知見の普及のために情報発信を充実する。
- ・地域の小学校・中学校、就学前施設等からの、本校センター的機能（外部支援）への期待と評価の高さに応え続けられる組織体制を維持・構築する。常に取り組状況を統括・改善して、計画的情報発信と自校他校のコーディネーター育成にも取組む。共生社会実現に貢献する学校としての評価をより確かなものにする。

③ホスピタリティー向上と4S（整理・整頓・清潔・清掃）徹底

- ・礼節を重んじ、挨拶の励行、適切な案内等を行い、来校者を含む全ての学校関係者が安心して過ごせるように対応する。
- ・退勤時クリーンデスクの徹底、執務環境・校内掲示・玄関（傘立て・下駄箱）等を常に整備する。

④教員志望者の育成に貢献

施策として行う育成業務に加えて、大学等と連携した人材育成に積極的に取組む。

⑤異校種人事交流促進

当該教員の経験の蓄積と発信・共有を行う。

令和6年4月1日制定

校長

東京都立高島特別支援学校 教職員行動指針

学校は児童・生徒の[自立と社会参加](#)を実現するために「[学習を積み重ねる場所](#)」です。
私たちはその責務を全うするために全力で教育活動に取り組めます。
[予測困難](#)な様々な課題解決のために、学校内外の[多様な人々](#)への[寛容さと敬意](#)をもって行動し協働します。
信頼され期待される教職員集団であるために基盤となる行動指針を定めます。

1 人権尊重

- ・児童・生徒の人権を尊重し、児童・生徒と常に人として対等な立場で接します。
- ・いじめ・体罰・自殺の防止、不適切指導撲滅、服務事故ゼロ実現のために、自ら率先して行動します。

2 安心・安全

- ・教育効果を高めるための教育環境整備に取り組めます。
- ・防犯、防災、事故防止に向けた危機管理体制の強化、健康の保持・感染症予防に取り組めます。

3 個に応じた「専門性の高い教育の推進」

- ・児童・生徒の主体性、個性を尊重し、自己選択や自己決定ができるように指導の工夫と支援を行います。
- ・外部専門員等を活用し、指導方法や教材の作成・選定・段階的な指導等に関する専門性向上に取り組めます。

4 共生社会の実現

- ・特別支援教育のセンター的機能を発揮して、地域から信頼され期待される学校を目指します。
- ・児童・生徒の社会参加の機会を広げるために、情報発信を組織的・計画的に行って、地域の人々の理解充実に取り組めます。

5 校務改善・学校魅力化

- ・自分自身の心に余裕をもって職務に当たるため、常に業務改善と協働を心掛け、働き方改革推進プランに基づく教職員のライフ・ワーク・バランスを推進します。
- ・本校の良さや特徴を自覚して伝統の継承と刷新に取り組めます。
- ・現在と未来の学校教育を担う人材の育成に取り組めます。

令和7年4月1日 一部改定